

グローバルなサステナビリティ基準の設定へ始動——IFRS財団

去る11月3日、IFRS財団は、サステナビリティ基準の設定活動を始動する旨をCOP26の会期中に公表した。

IFRS財団による発表は、次の3つを柱としている。

- ① 基準設定主体の新設
- ② 外部組織の統合計画
- ③ プロトタイプ基準の公表

基準設定主体の新設

国際サステナビリティ基準審議会 (International Sustainability Standards Board (ISSB)) を設立し、投資家の情報ニーズに応える高品質なサステナビリティ情報の開示基準の開発を進める。

ISSBは、IFRS財団傘下の国際会計基準審議会 (IASB) と緊密に連携し、IASBが設定する国際財務報告基準 (IFRS) とISSBが設定するIFRSサステナビリティ基準 (以下、「ISSB基準」という) とのコンネクティビティと互換性 (compatibility) を

確保して基準設定を行う。

両基準が補完し合うことで投資家に向けた包括的な開示基準が整い、国際的な整合性確保に資するグローバルな基盤を形成することが志向されている。

ISSBは、IASBと同様に、IFRS財団の評議員会により監督され、評議員会は各国・地域の資本市場監督当局からなるモニタリング・ボードに対して説明責任を負う。

外部組織の統合計画

気候変動開示基準委員会 (CDSB) および、統合報告フレームワークとSASB基準の設定を行っている価値報告財団 (VRF) の統合を2022年6月までに完了する。

プロトタイプ基準の公表

IFRS財団がISSBの活動準備のために設置した技術的準備作業グループ (Technical Readiness Working Group (TRWG)) によるプロトタイプ基準が公表された。

TRWGは、IASB、CDSB、気候関連財務情報開示タ

スクフォース (TCFD)、VRF、世界経済フォーラム (WEF) から構成され、証券監督者国際機構 (IOSCO) などがオブザーバーとして参加している。

今般公表されたプロトタイプ基準とその概要は図表のとおりである。

TRWGは、プロトタイプ基準に加え、その他の検討成果の要約なども公表し、IFRSの概念フレームワークに相当するISSB基準設定の概念的指針、ISSB基準の体系 (全般基準 (図表の①に該当)、テーマ別基準 (図表の②がその例)、産業別基準から構成される)、その他の考慮事項 (ISSBの基準設定計画やリサーチおよびアジェンダコンサルテーション)、基準設定手続、デジタル化戦略、IASBとISSBの関係について検討成果の一端を示した。

プロトタイプ基準も含めてTRWGの検討成果には、ISSBが今後独立した検討を加える。

発表に至る経緯

サステナビリティまたは環境・社会・ガバナンス (ESG) に関する情報開示の基準は、多数の主体により分散的に設定・提

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
12月10日(金)まで	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和3年11月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。
本年最後の給与支給日の前日まで	② 給与所得の年末調整	
令和4年1月4日(火)まで (12月末日期限は年末・年始につき令和4年1月4日となる)	③ 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和3年10月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ④ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和3年9月期) 2カ月延長法人(令和3年8月期) ⑤ 消費税確定申告(1カ月ごと)(10月期) ⑥ 消費税確定申告(3カ月ごと)(1月、4月、7月、10月期) ⑦ 法人の中間申告(半期・4月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑧ 法人消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(10月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(1月、4月、7月期)	③～⑧ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ⑤、⑥ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。
12月中の市町村条例で定める日まで	⑨ 固定資産税(都市計画税)の第3期分の納付	

言され、実用に至っているものもあるが、グローバルで比較可能な開示基準は確立されていない。気候変動への対処の緊急性が高まっていることなどを背景にESG情報の投資情報としての意義が増すなか、状況の改善を望む関係者の意見徴取と検討を経て、IFRS設定の知見・し

くみを活かしてサステナビリティ領域の基準設定を始動することをIFRS財団が決定したことが今般の発表に至る経緯である。

今般の発表は、G20、モニタリング・ボード、TCFD、国際会計士連盟（IFAC）、WEFなど広範な官民組織から支持されている。

今後のISSBの活動

(1) 組織・活動基盤の整備

早期にISSBの議長・副議長の選任を完了し、基準設定計画の公開協議などの活動が開始される。

他の理事の選任や、ISSBと議長の拠点となるフランクフルトや他拠点（モントリオール、サンフランシスコ、ロンドン）での活動基盤の整備、北京または東京を候補とするアジア・オセアニア地域における拠点選定など、組織・活動基盤の整備が

(図表) プロトタイプ基準の内容

プロトタイプ基準	基準の内容
① サステナビリティに関連する財務情報開示の全般的要請 (General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information)	IAS1号「財務諸表の表示」を踏まえ、サステナビリティ情報の開示についてテーマを超えて共通に適用される基準を示している。 目的・範囲、重要性、報告企業の範囲およびコネクティビティ、比較情報および報告頻度、報告手段、関連情報の識別、基礎データの財務諸表との整合性、公正な開示、見積りの不確実性、誤謬などが規定されている。
② 気候関連開示(Climates-related Disclosures)	TCFDの提言を基礎に、気候という優先テーマについての開示基準を定めている。 開示情報の利用者が「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」を評価できるよう開示項目を定め、業種別の具体的開示項目も示している。

会計・監査 カンメの要

子会社管理のポイント

公認会計士
手塚 仙夫

日本では、戦前「財閥」という企業グループが存在し、強力な経済力を有していたが、敗戦を機に進駐軍主導で解体された。理由は政治・経済への悪影響というものであったように思われるが、制度的には独占禁止法で純粋持株会社が禁止され、それが戦後約50年続いた。

純粋持株会社というのは、自分では事業を行わず事業を行っている会社の株式のみを保有する会社をいう。その間、日本経済は復興し国際的な経済活動が活発化してきたが、そうなるやうにと純粋持株会社を禁止する法律がいろいろと足かせになり、経済活動に支障をきたし、特に国際競争力に悪影響を及ぼすことが問題となってきた。

そこで独占禁止法を改正し、純粋持株会社を解禁することにしたのである。その結果、事業単位等いろいろな目的で子会社を持ち、企業グループを形成する企業が増えてくることになった。持株会社は、純粋持株会社だけではなく、自らも事業を行う事業持株会社というタイプもある。

最近、〇〇ホールディングスという社名の会社を数多くみかけるようになったが、持株会社を中心とした企業グループであることを意味している。

そこで課題となるのは、子会社群をいかに管理するかという点である。

事業を子会社化すること、2つの大きなメリットがある。1つは特定の事業のグループへの貢献度をみやすくし、必要に応じ事業の廃止やM&Aによる売却、あるいは他からの買収などによる補強など、事業単位での再編等がしやすくなること、もう1つは子会社を運営する人の能力を評価しやすくなるので、人材育成や評価ひいては後継者の判断などに利用できることである。

このようなメリットを生かすために、いかに効率よく子会社を管理できるかは重要な経営課題となる。

子会社管理における最も重要なポイントは、子会社の事業環境についての情報をタイムリーかつ正確にホールディングス側で把握し、それに基づき当該子会社の評価と必要な施策を時期を失わず対応することができているかである。残念ながら最近国内の子会社における各種不祥事の発覚により、グループ全体の経営に支障が生じる事例が散見されている。たとえば、子会社の暴走による多額な不良債権の発生、売上の架空計上、不良在庫の発生などは代表的なもの

である。

なぜ子会社にこのような問題が生じるのであろうか。いろいろな要因はあると思われるが、とりあえず想定できるのは、人材の質的・量的不足である。子会社の利益を優先するあまり人件費を安く抑えようとする結果の問題である。また、ある部分、子会社任せの経営になっている場合もある。

それでは、このような弱点をなくするためには、何が必要なのであろうか。私は、グループ全体を通じた内部統制システムの構築とすべての情報のホールディングスへのタイムリーな集約ではないかと考えている。わかりやすいというならば、子会社任せにしないということである。グループ全体について、どこで、何が起きているのかをタイムリーかつ正確に把握できるかである。具体的な内部統制システムの内容については、ケースバイケースで考えてみる必要があるが、最終目的である「今」「どこで」「何が起きているか」をタイムリーに把握することができるといえる。システム構築を行うことが大切である。そのためには、最近はやりのDXは、情報インフラとしてますます重要になってくると思われる。

進められる。

(2) 基準設定

基準設定については、優先度の高い基準を2022年に完成させることを念頭に、検討や意見募集などが急ぎ進められる。

その過程では、新設されるサステナビリティ諮問委員会（国際通貨基金、経済協力開発機構、国連、世界銀行に加え、官民・非政府組織がメンバーとして予定）や既存のIFRS諮問会議、会計基準アドバイザリー・フォーラムに相当する新設作業グループ

プによる国・地域代表との協議、CDSBやVRFの諮問グループ等が専門的助言を行う。

ISSBは基準の利用を強制する権限は有さず、ISSB基準の利用判断は各国・地域の当局等の判断に委ねられる。ISSB基準がIOSCOの期待に沿う場合、IOSCOメンバーの利用等につながる支持をIOSCOが付与することも想定され、IOSCOや当局の判断も注目される。

国際会計

外国企業説明責任法に伴うPCAOB規則、公表—SEC

去る11月5日、SEC（米国証券取引委員会）は、PCAOB（公開企業会計監視委員会）規則6100「外国企業説明責任法（Holding Foreign Companies Accountable Act（以下、「HFCAA」という）での委員会の決定」（以下、「規則」という）を公表した。

HFCAAの概要

2020年12月に、前米国大統領ドナルド・トランプは、HFCAAに署名した。

HFCAAは、外国企業に対

門家基準の違反を調査することを義務づけている。

HFCAAは、PCAOBが外国の当局により取られるボジションのために、外国の登録会計事務所を完全に検査または調査できないかどうかをPCAOBが決定することを要求している。

規則の概要

新たな規則は、次の事項を設定している。

・このPCAOBの決定のため

のプロセス

・評価すべき要素と、決定が保証されるかどうかを評価するにあたり検討すべき文書と情報

・様式、公開利用可能性、発効日、決定の期間

・委員会がそのような決定を再確認、変更、または無効とするプロセス

規則は官報に掲載され、すぐに発効する。

金融

供給制約や資源価格上昇で継続する世界的な物価上昇

今後の市場金利動向を占ううえで重要な日本、中国、アメリカの物価統計データが、11月10、11日に発表された。中国国家统计局が発表した10月の卸売物価指数の伸びは、前年同月比プラス13・5%で26年3カ月ぶりの伸び、消費者物価指数は同

プラス1・5%で約1年ぶりに高い上昇率だった。

また同日、米労働省が発表した10月の消費者物価指数は、前年同月比プラス6・2%で、31年ぶりに6%台の水準となっ

た。特に中古車価格とガソリン価格の伸びが大きかった。

日銀が11日に発表した10月の企業物価指数は、前年同月比プラス8・0%で、40年ぶりの高い伸び率となった。需要段階別では、川上となる素原材料が

プラス63・0%で最も顕著な伸びで、中間財がプラス14・3%、最終財がプラス3・8%と川下にいくほど伸びが緩やかになっている。輸入物価指数も急上昇し、素原材料などの輸入価格を通じて日本国内に物価上昇の動

きが波及し始めている。

日銀による10月の金融政策決定会合では、インフレ圧力の高まりを認めつつ、「賃金上昇や供給制約による価格上昇圧力は弱い」との意見もあり、2022年度と2023年度の物価上昇率の見通しは据え置いている。

しかし、海外の状況は異なる。欧州連合（EU）の欧州委員会は11月11日、ユーロ圏における2021、2022年の物価上昇率予測を各々2・4%と2・2%に大幅に上方修正した。イングランド銀行も年内の消費者物価上昇率を4%台半ばに上方修正した。いずれも理由は、エネルギー価格の上昇とサプライチェーン（供給網）の乱れなどの供給制約が原因とみられる。

米長期金利は、連邦準備制度理事会（FRB）の金融緩和縮小に合わせた財務省の国債発行を減額する計画で、目先の上昇が抑えられる動きとなっている。しかし、物価上昇要因は供給制約など英・ユーロ圏と同じ理由であり、中長期的な上昇傾向は持続すると考えられる。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2021年 11月12日	サステナビリティ関連情報開示と企業価値創造の好循環に向けて「非財務情報の開示指針研究会」中間報告	経産省	持続的な価値創造を伝達するサステナビリティ関連情報開示を実現するために、情報の作成者および利用者が意識する必要があるポイントとして、①サステナビリティ関連情報開示における価値関連性の重視、②サステナビリティ開示基準の適用におけるオーナーシップ(主体性)の発揮、③企業価値とサステナビリティ情報の関連性に関する認識の深化、④ステークホルダーとの「対話」につながるサステナビリティ関連情報開示の実施、といった提言等を取りまとめたもの。 https://www.meti.go.jp/press/2021/11/202111112003/202111112003.html	—
2021年 11月12日	「会計監査の在り方に関する懇談会(令和3事務年度)」論点整理	金融庁	会計監査をめぐる環境の急速な変化を踏まえ、上場会社監査の規律のあり方の検討、公認会計士の能力発揮・能力向上、高品質な会計監査を実施するための環境整備等、将来に向けて会計監査の信頼性を確保するために必要な取組みについての議論が取りまとめられたもの。 https://www.fsa.go.jp/news/r3/singi/20211112.html	—
2021年 11月12日	「電子帳簿保存法Q&A(一問一答)～令和4年1月1日以後に保存等を開始する方～」に関する「お問合わせの多いご質問(令和3年11月)」	国税庁	「電子帳簿保存法一問一答【電子計算機を使用して作成する帳簿書類関係】、【スキャナ保存関係】、【電子取引関係】(令和3年7月版)」の公表後、質問の多かった事項について追加問として整理し、集約したもの。過少申告加算税の軽減措置の適用開始時期、タイムスタンプの時刻証明機能に係る代替措置、電子取引の取引情報に係る電磁的記録のスキャナ保存可否等に関する質問などが取り上げられている。 https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021010-200.pdf	—

証 券

年末に向かい株式市場の環境好転

日経平均の高揚感は3日程度で、衆議院議員選挙結果の株価効果はわずかであった。これは、岸田首相の選挙後の言動がインパクトに乏しかったことが要因に挙げられている。もっとも、その後の株価反落によっても選挙前の株価水準まで戻っており、いわば地相場を引き上げた効果はあったとみられる。

選挙後成立した第2次岸田内閣は、最初の経済対策を打ち出してきた。ただ、目玉政策といえる現金給付政策をめぐっては、バラマキとの批判もあり、株価の支援材料となる期待は薄い。政策面からの株価支援の可能性としては、岸田首相のキャッチフレーズ「成長と分配の好循環」の実現を期待させるような政策の打出しなどを挙げる声もある。

一方、日本株の現状のファンダメンタルズは、決して悪くない。企業の9月中旬決算は、製造業、物の移動・輸送関連の業界が産業界全体の収益を押し上げた。通期の収益予想も上方修正する企業が相次いでいる。コロナ禍で経済成長は不安定だ

が、企業収益は米中経済の回復という海外要因に助けられた。秋以降、新型コロナウイルス感染の減少によって社会・経済活動の規制緩和が進み、その成果はまもなく数字で明らかになるとみられる。コロナ禍再拡大の懸念はあるものの、人の移動・活動関連産業の回復が予想され、2021年度通期の企業収益は上方修正が期待される。国内をみている限り、年末に

かけ、株価見通しはポジティブな動きが期待される。問題は米市場、米株の動向である。米FRBは景気回復、インフレ率上昇という経済実勢に対し、金融引締め、金利引上げへ動くのではないかと株式市場の懸念を巧みな論法で封じ込め、世界の先頭を切った株の史上最高値更新を実現させてきた。

しかし、インフレ率の上昇は進行しており、FRBの主張であるインフレの早期収束を疑問視する声もある。今後、米株式市場がFRBの判断、行動をどこまで信頼するかが注目される。

経理用語の豆知識



収益の分解情報

当期に認識した顧客との契約から生じる収益を、収益およびキャッシュ・フローの性質、金額、時期および不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に分解して注記する。

収益の分解に用いる区分を検討する際には、①財務諸表以外で開示している情報、②最高経営意思決定機関が事業セグメントに関する業績評価を行うために定期的に検討している情報、③企業または企業の財務諸表利用者が、企業の資源配分意思決定または業績評価を行うために使用する情報において、企業の収益に関する情報が他の目的でどのように開示されているかを考慮する。

収益を理解するための基礎となる情報として、①契約および履行義務に関する情報、②取引価格の算定に関する情報、③履行義務への配分額の算定に関する情報、④履行義務の充足時点に関する情報、⑤会計基準の適用における重要な判断に関して注記することとされている。